

# 富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付要綱

(令和4年3月31日告示第51号)

改正 令和5年3月14日告示第30号 令和5年3月31日告示第51号  
令和6年1月10日告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉の向上を図るため、市内に設置された幼稚園型認定こども園の設置者に対し、その運営に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。  
(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）第1の1に規定する幼稚園型認定こども園をいう。
- (2) 児童 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児及び同項第2号に規定する幼児をいう。

(補助金の名称及び補助額等)

第3条 補助金の名称、補助対象経費、基準額及び補助額は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業の着手日の翌日から30日以内に富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(変更交付申請)

第5条 この補助金の交付決定後、事業内容の変更により申請の内容を変更しようとする場合には、富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金変更交付申請書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、第4条の規定により申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により変更交付申請のあったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金追加交付決定（交付決定一部取消）通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、当該年度終了後速やかに富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金に係る実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を審査し、適当と認めるときは、富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(交付の請求等)

第9条 前条の規定により通知を受けた者は、富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第10条 市長は、特に必要と認めるときは、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払又は前金払を受けようとするときは、富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金概算（前金）払請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定取消し等)

第11条 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者がいるときは、市長は補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第51号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月10日告示第9号)

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助金の名称	補助対象経費	基準額	補助額
延長保育事業費補助金	「延長保育事業の実施について（平成27年7月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により民間保育所が実施する事業に要する経費	「子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知）」別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」第4条第1号の規定により選定した額	対象経費と基準額とを比較していずれか少ない額
一時預かり事業補助金	「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日27文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により民間保育所が実施する事業に要する経費		
認定こども園地域活動事業費補助金	認定こども園が地域の需要に応じた幅広い活動を行うために要する経費ただし、基本事業の実施に要する経費には人件費も含む。	<p>(1)基本分 25万円以内            次の①～③の取組を基本事業として全て実施すること。年4回以上実施するように努めること。            ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進            ②子育て等に関する相談、援助の実施            ③地域の子育て関連情報の提供</p> <p>(2)その他の事業            1事業当たり            ①世代間交流等事業 25万円以内            老人福祉施設等への訪問、あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具制作等を通じて世代間の触れ合い活動を行う。            ②異年齢児交流等事業 25万円以内            保育所入所児童と地域の児童とが地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、異年齢児との交流を行う。            ③育児講座・育児と仕事の両立支援事業 25万円以内            保育所入所児童の保護者及び地域の乳幼児をもつ保護者に対して、保育所を拠点として育児講座を開催する。            ④地域の特性に応じた保育需要への対応 25万円以内            地域の保育需要に対応するため地域の実情に応じた活動として市長が特に必要と認めたもの            ただし、(1)及び(2)に掲げる事業の合計額は、25万円を上限とする。</p>	対象経費と基準額とを比較していずれか少ない額
保育士処遇改善事業費補助金	千葉県保育士処遇改善事業実施要綱（平成29年子第891号）により民間保育所が実施する事業に要する経費	保育士1人当たり月額20,000円×実施月数 対象者は、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者とする。この場合、期間中の有給休暇は、勤務日に含むものとする。ただし、シフト勤務により1日6時	対象経費と基準額とを比較していずれか少ない額

		間の勤務時間及び月20日以上の日数に満たない場合は、月120時間以上勤務する者を対象とする。	
保育士宿舎借り上げ支援事業補助金	「保育人材確保事業の実施について」別紙「保育士宿舎借り上げ事業実施要綱」に基づき実施される事業に要する経費	1人当たり 月額57,000円 基準額と実支出額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額を補助金額とする。	対象経費と基準額とを比較していずれか少ない額
保育士等人材確保事業補助金 (富里手当)	民間認定こども園が直接雇用する保育士又は保育教諭で月120時間以上勤務する者の給与改善に要する経費	職員1人当たり月額10,000円×実施月数 対象職員：保育士処遇改善事業費補助金と同じ	対象経費と基準額とを比較していずれか少ない額

別記

第1号様式（第4条関係）

富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付申請書

年 月 日

富里市長 様

保育所名

代表者名

⑩

富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付要綱第4条の規定により、  
関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 年度富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金所要額総括表  
(別表1)
- 3 年度富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金明細書 (別表2)

第1号様式 別表1

年度 富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金所要額総括表

補助金の名称	認定こども園対象経費			基準額④ 円	市補助金額⑤ (③と④を比較して少ない額) 円
	支出 予定額① 円	寄附金その他の 収入額② 円	差引額③ (①-②) 円		
延長保育事業費補助金					
一時預かり事業補助金					
認定こども園地域活動事業費補助金					
保育士処遇改善事業費補助金					
保育士宿舎借り上げ支援事業補助金					
合 計					

注1) 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金の寄附金その他の収入額②欄は事業者負担額、基準額④欄は基準額に4分の3を乗じた額を記入すること。





第1号様式 別表2 (その2)

年度 富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金明細書

3 一時預かり事業  
ア 基本分

年間事業 月数	利用（見込） 児童数 ※年間延べ 人数	担当職員 の配置	支出 (予定) 額①	寄附金その他 の収入額②	差引額③ (①－②)	基準額
	人	人	円	円	円	円

利 用 児 童 数 内 訳 (延べ人数)												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計

イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算

対象児童名	利用（見込） 日数 ※年間延べ 日数④	担当職員 の 配置	支出 (予定) 額⑤	寄附金その他 の収入額⑥	差引額⑦ (⑤－⑥)	基準額 ④×3,600円
	日	人	円	円	円	円

第1号様式 別表2 (その3)

年度 富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金明細書

4 認定こども園地域活動事業

ア 基本事業

事業内容				事業に要する経費	
実施日	場所	概要	人数	内訳	金額(円)
				合計	

イ その他の事業

事業内容					事業に要する経費	
事業名	実施日	場所	概要	人数	内訳	金額(円)
					小計	
					小計	
					小計	
					小計	
					小計	
					小計	
					合計	

注1) 「事業内容」欄には、実施事業ごとに期日、実施会場、対象者等具体的内容を記入すること。

注2) 「事業に要する経費」欄には、実施事業ごとに費目別に計上すること。なお「イその他の事業」の対象経費には職員の人件費は含まないものであること。

第1号様式 別表2 (その4)

年度富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金明細書

5 保育士処遇改善事業

職員氏名	資格	基準額	実施(予定)月数	支出(予定)額
合 計				

第1号様式 別表2 (その5)

年度 富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金明細書

7 保育士宿舍借り上げ支援事業

支出(予定)額①	事業者負担額②	差引額③ (①-②)	対象月数④	補助金額⑤ (④×基準額×3/4)
円	円	円	月	円

補助対象保育士	氏名						
	住所 (建物名・部屋番号まで)						
	採用年月日		年	月	日	勤務年数	年目
	補助対象期間	開始日	年	月	日		
終了日		年	月	日			

	⑥ 賃借料	⑦ 共益費	⑧ 管理費	⑨ 礼金	⑩ 更新料	⑪ 本人負担額	⑫ ⑥～⑩合計	⑬ 補助所要額	⑭ 補助金額
4月						△			
5月						△			
6月						△			
7月						△			
8月						△			
9月						△			
10月						△			
11月						△			
12月						△			
1月						△			
2月						△			
3月						△			
合計						△			

- 注1) 補助対象保育士1人につき1葉作成すること。  
 注2) ⑨礼金及び⑩更新料は契約期間の月数で分割した額を記入すること。  
 注3) ⑬補助所要額は、基準額と実支出額を比較して少ない方の額を記入すること。  
 注4) ⑭補助金額は、⑬補助所要額に4分の3を乗じた額を記入すること。  
 注5) 実績報告時に内容が確認できる次の書類を添付すること。  
 ・補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し  
 ・補助対象保育士の保育士証の写し  
 ・物件借上げに係る経費支払書(領収書等の写し)  
 ・補助対象保育士が補助金の内容を確認し同意したことがわかる書類

第2号様式（第5条関係）

富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金変更交付申請書

年 月 日

富里市長 様

保育所名

代表者名

㊞

年 月 日付け指令第 号にて交付決定のあった富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金について、富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付要綱第5条の規定により、下記により変更交付されるよう申請します。

記

- 1 変更交付申請額 円
- 2 年度富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金変更所要額総括表（別表1）
- 3 年度富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金明細書（別表2）

（ただし、別表2は、別記第1号様式の別表2に準じて報告すること。）

第2号様式 別表1

年度 富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金変更所要額総括表

補助金の名称	認定こども園対象経費			基準額④ 円	市補助金額⑤ (③と④を比較して少ない額) 円	既交付決定額⑥ 円	差引額⑦ (⑤-⑥) 円
	支出 予定額① 円	寄附金その他の 収入額② 円	差引額③ (①-②) 円				
延長保育事業費補助金							
一時預かり事業補助金							
認定こども園地域活動事業費補助金							
保育士処遇改善事業費補助金							
保育士宿舎借り上げ支援事業補助金							
合 計							

注1) 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金の寄附金その他の収入額②欄は事業者負担額、基準額④欄は基準額に4分の3を乗じた額を記入すること。

第3号様式（第6条関係）

富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付決定通知書

指令第 号  
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付で申請のあった 年度富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金について、富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付決定する。

- 1 交付決定額 円  
2 交付決定額の内訳

(単位：円)

補助金の名称	交付予定額（年額）
延長保育事業費補助金	
一時預かり事業補助金	
認定こども園地域活動事業費補助金	
保育士処遇改善事業費補助金	
保育士宿舍借り上げ支援事業補助金	
合 計	

第4号様式（第6条第2項関係）

富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金追加  
交付決定（交付決定一部取消）通知書

指令第 号  
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付け指令第 号にて交付決定のあった富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金については、年 月 日付け変更交付申請に基づき、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定する。

- 1 今回交付決定額 円  
既交付決定額 円  
追加（減少）額 円
- 2 補助金決定額の変更内訳

（単位：円）

補助金の名称	今回交付決定額	既交付決定額	追加（減少）額
延長保育事業費補助金			
一時預かり事業補助金			
認定こども園地域活動事業費補助金			
保育士処遇改善事業費補助金			
保育士宿舍借り上げ支援事業補助金			
合計			



第5号様式（第7条関係）

富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金に係る実績報告書

年 月 日

富里市長 様

保育所名

代表者名

㊞

年 月 日付け指令第 号で（追加）交付決定（交付決定一部取消）のあった富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金に係る事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 年度富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金精算額総括表（別表1）
- 2 年度富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金明細書（別表2）
- 3 年度保育士設置状況表（別表3）

（ただし、別表2は、別記第1号様式の別表2に準じて報告すること。）

第5号様式 別表1

年度 富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金精算額総括表

補助金の名称	認定こども園対象経費			基準額④ 円	市補助金額⑤ (③と④を比較して少ない額) 円	交付決定額⑥ 円	差引額⑦ (⑤-⑥) 円
	実支出額① 円	寄附金その他の収入額② 円	差引額③ (①-②) 円				
延長保育事業費補助金							
一時預かり事業補助金							
認定こども園地域活動事業費補助金							
保育士処遇改善事業費補助金							
保育士宿舍借り上げ支援事業補助金							
合 計							

注1) 保育士宿舍借り上げ支援事業補助金の寄附金その他の収入額②欄は事業者負担額、基準額④欄は基準額に4分の3を乗じた額を記入すること。

第5号様式 別表3

年度 保 育 士 設 置 状 況 表

No.	氏 名	資格取得年月 日	配 置 及 び 区 分												備 考	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		

注1 「配置及び区分」欄には、当該保育士が配置された月の勤務状況に応じ、ア～ウを記入すること。  
 ア 正職員として雇用され、勤務する者  
 イ ア以外の者で、正規職員と同等の勤務形態（1日6時間以上かつ月20日以上の勤務）で勤務する者  
 ウ ア又はイのいずれにも該当しない者であって、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）の要件を満たし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和28年厚生省令第63号）第33条第2項に定める保育士の数の一部に充てられる者

2 注1でウに該当する保育士は、その勤務時間の月計を、同アに該当する保育士の1人当たりの月標準勤務時間数で除することにより得た数字（小数点第1位を四捨五入）を「備考」欄に記入すること。

3 事業の実施状況等により担当職員の「備考」欄に、次の記号を記入すること。  
 「延長」－延長保育事業担当職員（加配職員）  
 「一時」－一時預かり事業担当職員（加配職員）

第6号様式（第8条関係）

富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金確定通知書

第 年 月 日 達 号

様

富里市長



年 月 日付けで実績報告のあった 年度富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金について、富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付額を確定する。

- 1 交付確定額 円
- 2 交付確定額の内訳

(単位：円)

補助金の名称	確定額
延長保育事業費補助金	
一時預かり事業補助金	
認定こども園地域活動事業費補助金	
保育士処遇改善事業費補助金	
保育士宿舎借り上げ支援事業補助金	
合 計	

第7号様式（第9条関係）

富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付請求書

年 月 日

富里市長 様

保育所名

代表者名

㊞

富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付要綱第9条の規定により、  
年度富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金を次のとおり請求します。

請求金額 円

第8号様式（第10条関係）

富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金概算（前金）払請求書

年 月 日

富里市長 様

保育所名

代表者名

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金について、富里市幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり概算（前金）払請求します。

概算（前金）払請求金額 円

概算（前金）払理由